

※アンダーラインを引いている部分が今回の改訂で改訂される箇所になります。

改訂書面：「商品CFD取引取引開始基準および苦情相談窓口」

改訂日：平成30年4月14日改訂

旧	新
<p>商品CFD取引 苦情相談窓口</p> <p>当社は、お客様からの苦情を次の窓口で受け付けております。</p> <p>コールセンター 受付時間：月曜日 7：00 から 23：00 まで、火曜日～金曜日 7：30 から 23：00 まで 受付方法：電話（0120-860-894）または E メール（info@moneypartners.co.jp）</p> <p>お客様相談室 受付時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）9：00 から 17：00 受付方法：電話（03-4540-3811）</p> <p>苦情処理・紛争解決について、お客様および当社が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。</p> <p>日本商品先物取引協会 相談センター 東京都中央区日本橋小網町 9-4 電話：03-3664-6243 月曜～金曜（祝祭日を除く 9:00～12:00、13:00～17:00）</p>	<p>商品CFD取引 苦情相談窓口</p> <p>< 苦情受付窓口 ></p> <p>当社は、お客様からの苦情を次の窓口で受け付けております。</p> <p><u>コールセンター</u> 受付時間：月曜日 7：00 から 23：00 まで、火曜日～金曜日 7：30 から 23：00 まで 受付方法：電話または E メールで受付をしております。 電話番号：0120-860-894 Eメール：info@moneypartners.co.jp</p> <p><u>お客様相談室</u> 受付時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）9：00 から 17：00 受付方法：電話で受付をしております。 電話番号：03-4540-3811</p> <p>< 苦情処理措置および紛争解決措置～日本商品先物取引協会 相談センター～ ></p> <p>日本商品先物取引協会 相談センターでは、商品先物取引に関する疑問、相談（苦情）を受け付けております。日本商品先物取引協会は、商品取引所法に基づいて設立されており、商品先物取引に関する苦情の解決や紛争の仲介（あっせん）を行なっています。お客様および当社が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。</p> <p><u>日本商品先物取引協会 相談センター</u> 東京都中央区日本橋小網町 9-4 日商協ビルディング 3階 電話：03-3664-6243 月曜～金曜（祝祭日を除く 9:00～12:00、13:00～17:00）</p> <p style="text-align: right;">（平成30年4月改訂）</p>